

平成 2 7 年 第 3 回 定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成 2 7 年 9 月 9 日（水）

場所：大曲庁舎 第 1 委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 平成27年9月9日（水曜日） 午前10時00分～午後0時13分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	金 谷 道 男	副委員長	秩 父 博 樹
委 員	佐 藤 文 子	委 員	大 野 忠 夫
委 員	鎌 田 正	委 員	橋 本 五 郎
委 員	橋 村 誠		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：佐藤芳彦	総務部次長兼総務課長：伊藤義之
総務課参事：竹村由喜美	総務課参事：福原勝人
財政課長：舛谷祐幸	総務部次長兼税務課長：久保江信晴
総務部次長兼管財課長：判田 基	管財課参事：伊藤滋泰
総務部次長兼総合防災課長：平 寛二	総合防災課参事：渡辺淳治郎
雪対策推進室長：今 久	
神岡支所長：伊藤利之	西仙北支所長：嗟峨耕咲
中仙支所長：高橋利省	協和支所長：佐々木淳一
南外支所長：佐々木清哉	仙北支所長：竹内徳幸
太田支所長：安達成年	

市民部長：高階 仁	環境交通安全課長：富樫公誠
市民課長：田口禎幸	

議会事務局職員出席者

事務局次長 伊 藤 雅 裕

審議案件

- 第1 議案第90号 大仙市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第2 議案第91号 大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第3 議案第95号 大仙市立仙北就業改善センター条例を廃止する条例の制定について
 - 第4 議案第96号 大仙市と秋田県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する協議について
 - 第5 議案第98号 平成27年度大仙市一般会計補正予算（第4号）
 - 第6 陳情第32号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出についての陳情
 - 第7 陳情第33号 マイナンバー制度の平成28年1月実施の延期と改正案の凍結を求める意見書の提出についての陳情
 - 第8 陳情第34号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情
- 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について
-

午前10時00分 開会

○委員長（金谷道男） おはようございます。

委員各位及び職員の皆様には、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、お手元に配付の審査日程表のとおり、審査を行いますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 審査に入ります前に部長よりあいさつをお願いいたします。

最初に佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤芳彦） 改めまして皆様、お早うございます。

委員会を開催して頂きまして誠にありがとうございます。

今次定例会におきまして委員会にお願いします関係でございますが、総務部の関係につきましても、総務課所管の個人情報保護条例の改正に関する案件、それから行政不服審査会の事務の委託に関する案件、それから補正予算としまして、管財課、雪対策推進室、総合防災課に係る補正予算もございます。

内容等につきましては、この後、担当課長から説明して頂きますので、委員の皆様にはよろしくご審議をお願いしまして、ご挨拶に代えたいと思います。以上であります。

○委員長（金谷道男） はい、ありがとうございました。

次に高階市民部長、お願いします。

○市民部長（高階 仁） おはようございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいなか、ご審議を賜りますことを、誠にありがとうございます。

今次定例会の総務民生常任委員会におきまして、ご審議をお願いいたします市民部関係の案件は、大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、が1件、環境交通安全課、市民課所管の一般会計補正予算案1件の計2件でございます。

案件につきまして、田口市民課長、富樫環境交通安全課長がご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、この場をお借りいたしまして、市政報告でもお知らせいたしましたけれども、太陽光発電事業に係る工事の進捗状況について、ご報告させていただきます。

現在、架台の基礎部を施工中でございます。長さ3 m程の、H型断面で、杭状のコンクリート地盤補強材を重機により打ち込んでございます。

2班体制によりまして、1日120本のペースで、最終的には6,400本ほどの打ち込みを予定しております。

柏の郷西側の第1発電所、小さい方ですけれども、こちらの方は打ち込みが完了いたしまして、本日より第2発電所に取りかかっております。

基礎部が完了した第1発電所では、9月22日から架台の組み立てが始まりまして、順次パネルの取り付けが実施される工程となっております。

12月の発電に向け、順調な進捗状況であることをご報告させていただきまして、挨拶とさせていただきます。以上であります。

○委員長（金谷道男） ありがとうございます。

○委員長（金谷道男） これより、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、質疑の時間を多く取りたいと思いますので、説明は簡潔にお願いいたします。

なお、説明は、座ったままで結構です。

【議案第90号】

○委員長（金谷道男） はじめに、議案第90号、「大仙市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） それでは説明させていただきます。

議案第90号、大仙市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書の1ページから5ページまでとなっております。

国におきましては、平成25年5月、社会保障、税、災害対策等の分野で個人番号、いわゆるマイナンバーを活用することにより、国民の利便性の向上と行政運営の効率化を図ることを目的に、行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が公布されました。

法律の施行に伴いまして、このマイナンバーを活用した社会保障・税番号制度が導入され、本年10月5日、来月の5日でございますけれども、5日には、マイナンバーの指定および通知、平成28年1月には、個人番号カードの公布及び庁内におけるマイナンバーを利用した税・社会保障分野の事務における連携が開始されます。

このため、マイナンバーを含む個人情報、マイナンバーを含まない一般の個人情報と別に、特定個人情報という名称で取り扱われることとなります。

本条例案は、この特定個人情報が一般の個人情報以上に厳格な保護措置が必要となることに鑑みまして、本市個人情報保護条例におきまして、特定個人情報の利用等に関する規定を整備するほか、所要の規定の整理を行うものでございます。

内容についてご説明申しあげます。議案書2ページでございます。

まず第2条に特定個人情報等に関する用語の定義規定を加えております。

次に3ページをお願いいたします。

第8条の2には、特定個人情報の利用制限といたしまして、人命の保護等の緊急時を除き、保有する特定個人情報の目的外利用を禁止するものと規定してございます。

第8条の3には、特定個人情報の情報提供等の記録に関する利用の制限について規定してございます。

第8条の4には、法律に定める場合を除き、特定個人情報の提供を禁止いたしております。

次に第23条の2には、訂正決定に基づく特定個人情報を含む個人情報の提供先への通知義務を規定しております。

第23条の3には、特定個人情報を除く個人情報につきまして、実施機関が違法に個人情報を取得または提供されているとき、利用の停止を求めることができることを規定しております。

第23条の4には、特定個人情報についても、実施期間が違法に特定個人情報を取得または目的外に利用していると考えられる場合にも利用の停止を求めることができることを定めております。

その他、字句の整理と附則におきましては、この条例の施行日を一部を除きまして、マイナンバー法の施行日である平成27年10月5日としております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 確認ですけれども、新たに規定される特定個人情報というものには、私たちの方では3分野にわたる98行政事務に係る情報だと、いうふうに捉えておりますけれども、具体的に法律に定められている情報内容だと思いますので、その辺、具体的に教えていただければ。

皆さんは多分、わからないと思うんですよ。どれだけいっぱい情報が増えたものなのか。

いわゆる福祉や社会保障の関係だとか、雇用保険の問題だとか、いろいろ取り扱う情報と、特定個人情報というふうな規定の中に含まれる情報の行政内容というのがあるでしょ。それってなんぼあって、どういうふうなものが一つの番号でみんな連結されると、いうふうなこと。

○委員長（金谷道男） 伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） まず、この28年の1月から行う事務につきましては、市においては今のところ12を予定しておりまして、内容としましては、1つが住民基本台帳に関する事務、これは住民基本台帳の作成、転入届け等の処理等でございます。2つ目として、生活保護に関する事務、これにつきましては、生活保護申請の決定、あるいは就労自立給付金等の支給及び（聞き取り不可能）による返還または徴収等に関する事務でございます。3つ目といたしまして、個人住民税に関する事務でございます。これにつきましては、個人住民税の賦課徴収、減免申請、滞納整理等に活用するものでございます。4つ目として固定資産税に関する事務、これにつきましても、固定資産税の賦課徴収等に関する内容でございます。5つ目として軽自動車税に関する事務、これにつきましても、軽自動車税の賦課徴収、減免申請等に関する内容でございます。6つ目として、国民健康保険に関する事務、これにつきましては、保険の給付、資格管理、国民健康保険の賦課徴収、減免申請等に関する内容でございます。7つ目として、児童手当に関する事務、ということで、児童手当の支給要件の確認及び現況調査に係るものでございます。8つ目として児童扶養手当に関する事務、ということで、児童扶養手当の支給要件の確認あるいは現況調査に関する内容でございます。9つ目として、子育て支援に関する事務ということで、保育の給付の決定、それと利用者負担額の決定、徴収及び滞納金、それらの料金に係る徴収及び滞納整理に関する事務です。10番目として、

後期高齢者医療に関する事務といたしまして、資格管理、保険料の賦課徴収について行います。11番目として、障がい者福祉に関する事務ということで、児童福祉法に基づく障がい児、(聞き取り不可能)給付等の支給決定、身体障害者福祉法に基づく障がい者支援支援の入所費用の徴収、あるいは特別児童扶養手当の支給及び障がい者総合支援法に基づく自立支援の給付に関する内容でございます。12番目として健康情報に関する事務ということで、健康増進法に基づく健診等の事業、高齢者医療の確保に関する法律に基づきます健診等の事業等の内容事務を行うものでございます。以上12を1月から予定しているところでございます。以上でございます。

○委員長(金谷道男) 佐藤委員。

○委員(佐藤文子) このマイナンバー法でいわゆるこうした、自治体の方では、市ではまず12件の行政事務に関わってマイナンバーで、まず1本で連結できると、それを活用することができるというようなことなんでしょうけれども、まあいずれ、これを制度を成立させる時の政府の理由が、これによって非常に行政の効率化が図られると、いうふうなことをまずうたい文句にした訳ですけども、実際こうした一つの番号に、こうした事務をひとまとめにして連結させる事務事業を行って、職員の体制だとか、そういったところに効率化が図られるものなのか、どうなのか、その辺は総務部長あたり、実際、どうなのですか。

○委員長(金谷道男) 総務部長。

○総務部長(佐藤芳彦) 今現在は、本人を特定するために、身分を証明するものを見せて頂くという行為が必要ですけども、このマイナンバー、個人番号を持つことによって、その番号一つ、それを1枚出して頂ければ、どこの課に行っても特定できることです。要は住民の皆さんにとっても、今まで、例えば免許証の無い方は、やっぱり免許証に相当するような身分証明書を出す必要がありましたけれども、そういうのを1枚のカードで出来るようになりますので、その点については市民の皆さんもそれから我々職員も、その点の効率は私は図られていくのではないかなとは思っております。

○委員長(金谷道男) 佐藤委員。

○委員(佐藤文子) 身分証明書や健康保険証を出して、いろいろ身分の証明するものというふうなものは、さしたるそれが、健康保険証、免許証の提出で、不便は何ら私たちは感じて来なかったと思います。国民にとってはその方法が決して不便なものとは思ってない訳ですけども、行政の立場として、効率化が図られるというふうなことで、い

わゆるこれだけ人数が減らされてきている市役所の職員の人数がもう少し減らせるとか、そういうふうな具体的な効率化としてのものが出てくるものなのか、どうなのか、その辺はどうか。

○委員長（金谷道男） 総務部長。

○総務部長（佐藤芳彦） この制度が始まって、多くの皆さんがこの個人番号カードを持って頂ければ、効率化というふうなのは出てくると考えております。ただ、今の住基カードみたいに、今現在、住基カード、残念ながら今、大仙市民のうち、1,500人くらいしか持っていませんので、そういった状況だと、やはり全てその効率化が進むというのは難しいかと思えますけれども、まず皆さんにこのマイナンバーを持っていただけるように、自治体としては、しっかり市民の皆案にお話をしていくというのが大事なことだと考えております。

○委員長（金谷道男） 佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 今、総務部長がお話のあった、効率化につながるためには、マイナンバーカード、これを持っていただくことが良いんだというようなお話がありましたけれども、実際には住基カードだったってまず5~6%ぐらいの普及率でしか無かった、今回はそのマイナンバーカード使ってと、いうふうな、それが普及すれば、効率化に繋がるということなんでしょうけれども、実際の所は、マイナンバーカードにしたって、まず10%以下の普及率を見込んだものである訳なので、まして高齢化率が高まる当市において、また子供たちがそのカードをしょっちゅう持ち歩くなんてことはできる訳ではありませんので、現実的には、通知カードを家のどこかにしまったり、まあ財布の中に入れていたりしているという程度のことで、実際、諸証明の発行の際に必要な身分証明となるものは、今までどおりのやり方で何ら、大きく効率化が良くなるというふうには私には思えないですけれども。

○委員長（金谷道男） 総務部長。

○総務部長（佐藤芳彦） 我々自治体としてはまず、先ほども申しましたけれども、個人番号カードを普及させるために、市民の皆さんのご理解を得るということです。それからこのカードを活用することによって、紙ベースでのものが少なくなると、その点での効率化がまず図られるものとは思っております。

まず、個人番号カードが、皆さんに持っていただかないと、制度が始まらないことになりますので。

○委員長（金谷道男） 例えば住民票の添付要求しているものについては、カードを出せば住民票の添付は要らなくなると、そういうふうに理解して良いんだよな。

○総務部長（佐藤芳彦） そうです

○委員長（金谷道男） 良いですか、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） まず良いです。

○委員長（金谷道男） ほかの委員の方、どなたか。

はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） このマイナンバーの関係については、佐藤委員が昨日からの質問も含めて、殆ど加入するような話しをされてますけれども、いろんな社会の中で、皆情報が飛び交っていますけれども、その中で、この一番、このマイナンバーで、考えられることはセキュリティをどう保つかという、この対策が万全なんだべかという、このことを、それを毎日、仕事をする行政の職員ならわかるんしべ。どういう形できちんと、やっていくのか、職員の教育も含めて、どういう計画などがあるのか、その点、知らせることができる範囲で結構ですので、お聞かせください。

○委員長（金谷道男） 伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） まず情報のセキュリティというか、パソコンというか、コンピューター上のセキュリティについては、昨日の答弁でも申し上げましたように、外の、外部とは切り離されているということで、まず一つ、セキュリティ対策そこを高めて行っているということは、今一つございます。

あとは、マイナンバー法で定められているものでございますけれども、特定個人情報保護委員会というものが設置されまして、それによって、監視、監督されるということで、その別の組織が適切にその特定個人情報を、使っているかどうか、ということも監視しているのもまた一つであると思います。また当然のことながら、市のセキュリティ対策につきましても、この特定個人情報に限らずですけれども、セキュリティポリシーを策定しておりまして、そちらの方で、その情報が漏洩しないように現在努めているところですし、随時、セキュリティに関する職員に対して、セキュリティに関する研修なんかも行っておりますので、対策はまず出来る限りやっておりますので、そこいら辺は、絶えず努力して参るということで、よろしくご理解頂きたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（金谷道男） 大野委員。

○委員（大野忠夫） そのことは、セキュリティについては周りも言っているんですけども、十分やりましたと、今言ったように、職員の教育がまずやってきましたと、いう、しかしながら年金機構のことはなぜ出てくるのか。やはり万全はなかなか難しいものだと思うんですけども、そうやりたいと思いますでなく、やっぱりきちんとかういう形でやるから、例えばその、教育についても、こういう形の計画でやりますと、いうことで、ここまでやればまず今の行政の考え方と言えば万全なんだという、そういうやっぱり何と言う、きちんとした気構えをしっかりと持って貰わねば、なかなか大変なことではないのかなと、そして今、この一番ナンバーの一番良いというか、見る分野からありますけれども、行政から見れば、非常に昔から言うこのコンピューターで進めば人が要らないという、さっき文子議員も言いましたけれども、そういうことが、今の言う、行政改革の中で、職員のカットも当然、今急には出ないかもしれないが、全体的には減らされていくという、中身だと思えますけれども、その辺も十分と、先を見た反応をしていくものなのか、その辺はどうなのですか。

○委員長（金谷道男） 伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） 大野議員のおっしゃるとおり、（聞き取り不可能）万全を期して完璧を目指してやっておるところでございましてけれども、やっぱりその次々と新しい情報を取ろうとする者が現れると、なかなかそれに追いついていけないという事実もございまして。

先ほど申し上げましたように、それに次々と新しいものが出てきた場合には、新しい物に対応できるように研修会等を開いて参りたいと思えますし、コンピューターがあると人が要らないというふうにならないように、コンピューターは人が使う道具でございまして、そこら辺は道具に使われないように、研鑽してまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。以上でございまして。

○委員長（金谷道男） 大野委員。

○委員（大野忠夫） もう1点お願いしたいのですが、このマイナンバーを使用することによって、行政のいろんな分野を、重複してあるもの、あの課、この課とあるものな、今度一つに繋がっていくという、そういうものは当然、今のマイナンバーだと思うんですけども、今現在考えられることで、我々ちょっと想像付かない訳ですけども、どういう部分が重複されている部分なのか、解消されていくのか、解消するとなれば市民の場から見れば、あまり面倒くさく聞こえるんしのも、やり方によっては大した便利な

ものだなと、いうことも出てくるので、その辺はどういうふうに考えていますか。重複する分はどのくらいあって、どういうふうにこれが、ふつかって一つになっていくか、その辺の考え方はどうなのでしょう。

○委員長（金谷道男） はい、伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） まあ、重複という考え方が当たっているかどうかあれなんですけれども、先ほど委員長が言っておりました例でございますけれども、例えば児童手当とか児童扶養手当の申請の際に、これまで所得証明、例えば所得証明書を取って申請書に添付して、申請していたものが、そのマイナンバーカードを提出することによって、その所得証明の添付が必要無くなる、というふうな事例が一つ挙げられると思います。所得証明については、各種さまざまな、例えば保険料の減免申請とか、様々な申請の際に所得証明の添付が必要なんですけれども、その所得証明の添付が同じように不要になるというのも一つのメリットとして挙げられるのかなというふうに考えております。よろしいでしょうか。

○委員（大野忠夫） よく自分でもわからない分野で、一般市民も一緒に考えた時に、そういうものを今、現在、こうやっているものは、今度、マイナンバーを使用することによって、これとこれはこういうふうに変わって行くんだと、そういうことの説明をね、やっぱり市民の方にもきっちりわかるように、やっぱり、どういう形でやっていくのかわからないけれども、やってもらいたいなと思うんですよ。それをしないと、また、なかなか混乱するものがいっぱい出てくると思いますけれども。その辺はどうですか。

○委員長（金谷道男） 伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） いずれ、あの地方自治体における事務として、今、提案させて頂いております条例の改正、あとは広報等による住民への周知も自治体に課せられており、行うべき仕事というふうになっておりますので、今、申し上げられました、その住民へのわかりやすい周知も大事な仕事の一つでございますので、そこいら辺も心掛けてわかりやすいように広報して参りたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（金谷道男） 大野委員。

○委員（大野忠夫） しかしあの、課長、簡単によ、よろしくお願ひしますではできないものもあり、いつも何かあると、広報に出すとか、それからホームページ何ていうけれども、それもあまりにも市民の側から見たときに、そう簡単に目に入らないのもたくさんあって、私達もやっぱりいろんな情報が来るんだけれども、ああいったものはどんど

ん重なっていくんですね。とても見るのも大変なくらい入って来るんですよ。そういうものを考えた時に、逆に言えば、議会の側で何回かやりましたけれども、市政懇談会みたいなものを、やはりこういう大きい改正の時は、やっぱりやって、市民と会って直接話しをすると、そういうことも必要ではないですかって、言っているのに、その辺はどう考えますか。

○委員長（金谷道男） 伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） いずれ、必要があれば出て参りたいと思いますけれども、いずれこのマイナンバー法につきましては、詳細については、国及び県の方で今、現在のところ把握しておる状況であります。当然、我々もこの後、この後と言いますか施行に向けて、4月に向けて様々勉強して行かないといけないと思いますけれども、その部分について、説明については、税務署あるいは県の方で依頼があれば行っているようでございますので、その要請があれば行きたいと考えております。以上でございます。

○委員長（金谷道男） ほかに。

はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） じゃ、早く終わります。

そもそもこのマイナンバー制度の導入は何の為かという部分ですけれども、私の所では、障がい者とか、子どもとか、弱者の為というふうに把握しています。例えば、今日1階の玄関のところで、連日やられている、給付金の受付とかやられてますけれど、要は申請しないと今は貰えないという状況ですよ、これがマイナンバー法が施行になれば申請しなくても、貰えるようになるというふうに把握しています。要は役所の方から自動的に送られて行くと、なので、そういうことを考えれば、高齢者の為にも、こうなっていくのかなっていうふうに想定してます。それから煩雑な事務手続き、これを簡素化していくと、例えばですけど、今、市民の一人の方が、例えば、一人亡くなったとすると、その時点でやらなきゃいけない事務処理というのは、今、多分30を越えるんじゃないかなって把握してますけれども、それがかなり簡素化されていくと、だからそういう意味でも、役所側の事務手続きもかなり簡素化されて行くんじゃないかなっていうふうに思っています。それから後は、脱税が出来にくくなると、だから、税収のアップにも繋がっていくんじゃないかなっていうふうに思っています。

それから個人番号カード、ＩＣチップが付くものですが、これはプライバシー性の高い個人情報、記録されないというふうに把握しているんですけども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（金谷道男） 田口市民課長。

○市民課長（田口禎幸） 秩父委員の最後の質問なんですけれども、おっしゃるとおりに、中身についての、例えば医療機関で、使えるようになった場合とかに限っての話なんですけれども、その病名なんかとか、薬の処方なんだとか、というのを、そういう細かい部分のそういう記録はされないということです。

○委員（秩父博樹） 今後、いろいろ手続があると思いますけれど、今これからの制度でするので、どうか対応のほど、よろしくお願いします。私からは以上です。

○委員長（金谷道男） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 私は議案第90号、個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

本条例案はマイナンバー法の施行とマイナンバー制度が導入されることに伴い、国民全てに付番される12桁の番号、マイナンバーを含む個人情報が特定個人情報として取り扱われることから、特定個人情報の利用等に関する規定を行うものであります。

特定個人情報は社会保障、税、災害の3分野の98行政事務に関わる個人情報ということで大変膨大なものであります。これらの情報は現在は公的機関等を基に、それぞれ管理されておりますが、マイナンバーで各情報を一本に結びつけることが可能となります。

行政側からすれば国民の所得、社会保障給付の状況を効率よく把握できる反面、国民にとっては分散していた個人情報の収集を容易にするマイナンバーがひとたび外部に漏れ出せば、悪用され個人のプライバシーが侵害される危険性が飛躍的に高まるというふうに考えます。

日本年金機構から125万件もの情報流出が発覚し、政府の情報管理への不安は高まっております。

年金情報漏れ発覚後、政府が地方自治体を緊急調査したところ、情報セキュリティ対策が不十分な自治体が存在する実態が判明しております。

マイナンバー運用までに対策が間に合う保障はありません。

マイナンバー情報が流出した場合の被害の大きさと深刻さは計り知れないです。

また従業員や家族のマイナンバーを集め、罰則付きで厳格な管理を求められている民間企業の対応も大変立ち遅れています。

そもそも多くの国民は制度の中身を詳しく知りません。

むしろ情報漏れへの不安を広げているのです。

国民の支持や理解が広がらない制度は急ぐ必要は無く、延期しても国民には何の不利もありません。

マイナンバーは実施の中止を求める立場から、本条例案には反対するものです。以上です。

○委員長（金谷道男） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無ければ討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は挙手により行います。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

（5人が挙手する）

○委員長（金谷道男） 挙手、多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第91号】

○委員長（金谷道男） 次に、議案第91号、「大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。田口市民課長。

○市民課長（田口禎幸） それでは議案第91号、「大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。議案書の7ページをお開き願います。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定を考慮し、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるとともに、住民基本台帳

法の改正に伴い住民基本台帳カードの交付手数料及び再交付手数料の廃止につき、本市の手数料条例について、所要の改正を行うものであります。

個人へのマイナンバーの指定及び通知につきましては10月5日以降、マイナンバーが記載された通知カードが地方公共団体情報システム機構から順次発送され、市民一人ひとりにマイナンバーが通知されます。

また、平成28年1月には、これまでの住民基本台帳カードに代わるものとして、個人番号カードの交付が始まります。

この通知カード及び個人番号カードの交付に係る手数料につきましては、初回は無料ですが、再発行につきましては、カード原紙及びICチップの原価等を考慮し、通知カードは500円、個人番号カードは800円をそれぞれ再交付手数料としてご負担いただくものであります。

また、住民基本台帳カードにつきましては、個人番号カードの交付の開始に合わせ、新たな交付又は再交付を行わないことから、当該カードの交付手数料と再交付手数料を削るものであります。

なお、住民基本台帳カードは、マイナンバー法の施行後もカードの有効期間内に限り、これまでどおり使用することができます。

本日お配りした資料が、手数料条例の新旧対照表となっておりますのでご覧願います。下線の部分が、改正箇所となっております。

改正の内容につきましては、資料1-1、1ページの条例6条中「すでに」を「既に」に文言の整理を、また、資料17ページ別表中58の項「その他の証明書の交付」を59の項とし、57の項の次に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令、平成26年総務省令第85号、第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付、通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他やむを得ないものとして市長が認める場合を除く、1枚につき500円を加えるものであります。

次に、資料1-2の17ページ別表中55の項「住民基本台帳法第30条の44第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付」1枚につき500円、及び56の項「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の18第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの再交付1枚につき500円を削除し、57の項「身分に関する

証明書の交付」を55の項とし、58の項を56の項とし、59の項を58の項とし、56の項の次に「行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項の規定に基づく個人カードの再交付又は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から4項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他やむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）1枚につき800円を加えるものであります。

附則にありますように、条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 参考までに教えて頂きたいと思うのですが、これまの住基カードは大仙市内では何人がカードを持っており、そしてその中に紛失したり落としたりというようなケースがあったものなのかどうか。そして再発行というような事態があったものかどうか、参考までに教えてください。

○委員長（金谷道男） 田口市民課長。

○市民課長（田口禎幸） 正確な数値は忘れましたが、1,600枚程度、率にして1.77パーセントでございます。

紛失等とかによる再発行も、今現在、何枚とは把握はしていませんが、あります。

○委員（佐藤文子） あるにはある。

○市民課長（田口禎幸） あります。

○委員長（金谷道男） 佐藤委員。

○委員（佐藤文子） あの、やむをえず再発行する個人番号カード、新しくICチップの入った、こういうふうなことがまず、このたった1,600件くらいしか持っていない中でも紛失したりというようなことが発生する訳ですけど、今度は便利になると言うが故に、常時そうしたカードを持って歩くというようなことになる訳ですけども、よ

ほどの管理能力がある人で無いと、持ち歩くことはできない、そういうふうに感ずる訳ですけれども、もし落としたりとか、紛失したりとかっていうことになったら、それこそ、大変なことになる訳ですが、その辺のいわゆる、このセキュリティというか、そういったことなんかは、何か国の方から、落として拾ってしまったらその拾ったものはどごさ届けるのか、そんなことも含めましてね、非常に個人情報膨大なだけに、やっぱり嚴重に扱わなきゃいけない、簡単に警察に届けて非常に不利益なことになれば、これも大変だし、どういうふうに、扱うものなのか、その辺なんかの指導は国の方からあるものなんですか。

○委員長（金谷道男） 田口課長。

○市民課長（田口禎幸） 紛失等に関しましての個人についての注意喚起何かは、まず国の方からの通知なんかはありますけれども、まず十分に管理して下さいというようなことを言うようなことしか無いですけれども、もし紛失、落としたり、財布の中に入れてそのまま無くなってしまったとかという、自分で、気付いたら、まずシステムの機構の方ですけれども、そちらの方が365日、24時間体制でコールセンターがありまして、発行はその番号カードの停止は直ぐに行える体制になっております。

○委員長（金谷道男） よろしいでしょうか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） もう1点。まず住基カードでも1,600枚、まあ1.77%、まあ昨日の答弁ではまず大体6,800枚だか、8,600枚だか、それくらいの個人番号カードについてはそれくらい見込まれるというふうなことで、それにしてもわずか10%に満たない、そうしたことを予測している訳ですけれども、いずれ、この6,800枚のこのカード、市民の皆さんが持つというふうなことを見込んではいるといもの、実際問題、この住基カード1,600枚から考えますと、果たしてこの利便性を皆さんが認知して、これを6,800人くらいが、さらに持つということまで果たして行けるのかどうか、非常に疑問なものだと、そのために莫大な金をかけてこれを構築しようとしている訳ですけれども、その辺の問題については如何なものですか。

○委員長（金谷道男） 取得見込みについての問いなようですので。

田口課長。

○市民課長（田口禎幸） やはりあの、昨日の答弁の一般質問の答弁での6, 800枚というのは、現実的には、自分、個人の感じですけれども、いかないんじゃないかなとは思いますが。

（「課長、委員会で個人の考え喋るものだが」と呼ぶ者あり）

○市民課長（田口禎幸） これは国の方でも、これは1, 000万枚という事業費を積算で出しておりますけれども、本当にこれくらいの枚数が来るのかというのは見込めないという、Q&Aも出てまして、現時点でこれくらい行くかどうかというのは見込めない状態ではあります。

○委員長（金谷道男） 見込めないけれども、予算要求しているということは、根拠あることなべがら、そこをちょっと説明して。

○市民課長（田口禎幸） まず、これについては、番号カードについては、まず実績でやりますので、まず概算払いでまず交付金きますけれども、実績で本当に何枚使ったかというので、積算しますので、本当にこの3, 000万の補正の部分が使い切れるという訳ではありませんので……。

○委員長（金谷道男） 課長、課長、それは駄目だ。予算というのは根拠があって、要求していることなべがら、そういう根拠をやっぱり示さないと、予算にならねぎよ。使った後で精算するというのは予算では無い。ここをちょっと、何でその数字出して来たかということの話しをやっぱりしないと、これは納得しないと思う。

はい、部長。

○市民部長（高階仁） お答えします。6, 800枚、平成20年度の発行予定枚数であります。これは交付金算定で用いた国が平成27年度に1, 000万枚発行予定するというものから逆算しての6, 800枚であります。

先ほどのカードの有効性等ある訳なんですけれども、考えられるのが、今の図書カードとか印鑑登録カード、即座に実施はできませんけれども、ワンカード化ということで、このカード1枚で印鑑登録カードにもなりますし、図書カードにもなると、ゆくゆくは市民病院の診察券にも利用できるに行った利用法、あとは秩父議員の一般質問にもございましたように、コンビニ交付にも利用できる、あと母子手帳とかお薬手帳の代わりにもなるというような多様性を十分アピールいたしまして、皆さまに個人登録カードを取得できるようアピールして行きたいと考えておりますけれども。

○委員長（金谷道男） 佐藤委員。

○委員（佐藤文子） まず、いろいろ新しい改定法で決められて、これから拡大しようとする利用範囲については、まあ再来年以降とか、そういうふうになっている訳なんです。それがやっぱり今、この時点でね、まあいずれ将来的にはいっぱいいろいろな分野で使えるから今のうちにどんどん持たせなさい、作らせなさいと、申請させなさいというように言わんばかりにね、こういうふうにして歩く個人番号カード、マイナンバーカードというふうなものが、結果的にはこの持たせることにまず意味があるようで、成長戦略にあげて、どんどん、予算をこれ位置いたから、だいたいこれくらい配分するから、これだけは作って、それを申請できるように行政の皆さん、頑張りなさいと、いうふうに言われているような感じで、非常に住民にとっては、市民にとっては、このマイナンバーカード、これだけ利用、予算で持った枚数ですからね、それをやっぱりここまで引き上げるにも相当時間がかかる問題ではないかなと現実には思ったものですから、ちょっと聞いたままで。

○委員長（金谷道男） 方向がちょっと変わったようなので。手数料の話しだったので。まずいづれあの、マイナンバーについては、そういう問題があるということは、ここで出たと思いますので。本題に戻して、条例についての質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） すみません。まず関連したものは。

○委員長（金谷道男） 簡潔にお願いいたします。

○委員（佐藤文子） 議案第91号、大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、反対の立場から討論いたします。

マイナンバー制度導入に伴い、交付する通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料規定などを行うものであります。

政府はマイナンバー制度導入に伴い、顔写真付きのICチップカードである個人番号カードを成長戦略に位置付け、希望者に発行し身分証明書として使えるなど便利さを売り込んでおりますが、他人には見せてはならないマイナンバーを持ち歩くことは、個人情報保護にとって、マイナスだというふうな指摘も大変出てきております。

議案第90号でも述べたように、マイナンバー制度実施の中止を求める立場からこの条例案にも反対するものです。以上です。

○委員長（金谷道男） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無ければ討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は挙手により行います。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

（5人が挙手する）

○委員長（金谷道男） 挙手、多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の途中でありますけれども、休憩いたしたいと思えます。

10分間休憩いたします。

休憩（午前10時57分～午前11時10分）

【議案第95号】

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第95号、「大仙市立仙北就業改善センター条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。判田次長。

○次長兼管財課長（判田 基） 議案第95号、大仙市立仙北就業改善センター条例を廃止する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の16ページ、17ページをご覧ください。

仙北就業改善センターにつきましては、平成24年度に実施しました耐震調査・診断の結果、震度6以上の地震が発生した場合に倒壊又は崩壊する危険性が高い建物であることが判明いたしまして、現在施設の利用を休止しているところであります。

当施設の耐震補強につきましては、施行可能な方法では、施工後の施設の利用が相当制限されてしまうということから、補強工事は実施しないこととしたものであります。

またこの施設の建設に当たって活用しました補助制度におきまして、平成27年8月7日までは、施設の処分制限期間であったために、その期間終了後に条例を廃止し、施設を解体しようとするものであります。

この条例の施行につきましては、交付の日からとするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申しあげます。

○委員長（金谷道男） 当局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

大野委員。

○委員（大野忠夫） えーと、この就業改善センターの話ですけども、24年に実施した耐震調査で、使い物にならないということで、休止してきたという、3年間もそのままになってきているんですけども、その間、このことあって使ってきたというか、市民の利便性と、それからあの、これもまた当然、職員の側として、支所の所で使ってきたものがたくさんあると思いますけれども、その辺についても、利便性と言いますか、そのことが休止になったことによって、どんな弊害があって、困ったことやいろいろな苦情があったのかどうかというようなことをお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（金谷道男） 判田次長。

○次長兼管財課長（判田 基） 耐震調査の結果、施設の利用を中止した訳でございますけれども、これまでセンターで実施していました会議あるいは、につきましては、仙北庁舎の会議室、それからふれあい文化センターなどを利用してやってきた訳ですけども、特に大勢の方がいらっしゃる期日前投票とか、申告相談の際には非常に狭いということもありまして、市民の方にご不便をおかけしているという実態だということの報告を受けております。

特に市民の方からの苦情があったかどうかということについては、一度も伺っておりませんけれども……。

○委員長（金谷道男） あの仙北の竹内支所長、そこら辺の事情の説明をしてください。

○仙北支所長（竹内徳幸） それではご説明を申し上げます。

就業改善センターですが、平成23年度の使用件数なんですけど、367件、15,498人の方々に使用して頂いておりました。この使用の内容ですが、通常の会議、それから期日前投票、それから税金の申告、それから各地域の方々にも利用して頂いておりますし、それが平成24年度の耐震調査の結果を受けて、使用できなくなったということで、それでその方々の会議をどうするかということで、就業改善センターの分を庁舎、隣の庁舎で会議をやってみたり、それから、ふれあい文化センター、そちらの方でやっ

てみたりもいたしました。仙北庁舎の方は庁舎の3階でして、1階にある会議室が12人用ということで、ちょっと大きい会議になりますと全部3階ということになります。そうすれば足の不自由な方とか、そういう方々には非常にご不便をかけております。それから会議によっては、仙北庁舎でやってみたり、それからふれ文でやってみたりということで、どちらも間違っただけで来たりする方もおりました。それから庁舎の方の会議室がいっぱいで、ふれあい文化センターで使った場合、たくさんの、多くの方々が、庁舎の方にも用事があったりして、いろんな手続をしたり、それから問い合わせとかに来る方もおるんですが、やっぱり就業センターだと直ぐ隣ですので、来れる訳ですけども、ふれ文からだちょっと遠いということで、そういうことでご不便もかけております。

○委員長（金谷道男） 大野委員。

○委員（大野忠夫） それはわかりました。

あとは24年に耐震調査を行った時に、この就業改善センターみたいに使えないという烙印を押された何というか大仙市市内のそういう施設というのは、どのくらいあったものですか。そして、指摘されたものの施設については、その後どういうふうにしたのか、その辺をお知らせ願いたいです。

○委員長（金谷道男） 24年の耐震の時に調べた施設の中で、使えないという施設があったかどうかという質問なようですけれども、条例と直接は関係無いので、もしよろしければ後で調べて資料として委員会の方に提出してもらおうということで、大野さん如何ですか。

○委員（大野忠夫） 良いです。

○委員長（金谷道男） それはそれでお願いしたいと思います。

条例の廃止についての質疑、ありましたら。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第96号】

○委員長（金谷道男） 次に、議案第96号、「大仙市と秋田県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する協議について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤次長。

○次長兼総務課長（伊藤義之） それでは議案第96号、大仙市と秋田県との行政不服審査会の事務の委託に関する協議について説明いたします。

議案書18ページと19ページになります。

本案は、行政不服審査法の改正によりまして、行政処分に係る不服申立制度が全面的に見直され、処分長が行う裁決の公平性を確保するため、裁決を諮問する有識者からなる第3者機関、行政不服審査会と申しますけれども、この機関の設置が本市においても必要となります。

しかしながら、市単独では、処理件数が少ないことや、審査会の委員の人材を確保することが難しいことから、県においては、希望する市町村の審査会に係る事務を受託することが示されておりますので、大仙市においても行政不服審査会の事務を委託することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第98号】

○委員長（金谷道男） 次に、議案第98号、「平成27年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

所管する補正予算について、当局の説明を求めます。

はじめに、判田次長。

○次長兼管財課長（判田 基） 議案第98号、平成27年度大仙市一般会計補正予算（第4号）のうち、管財課所管の補正予算につきまして、ご説明いたします。

資料No.2の「大仙市補正予算」の13ページ、それから資料No.2-1「主な事業の説明書」の1ページをご覧ください。それと補足資料としましてA3サイズの5ページの図面でありますけれども、これについては後ほどご説明申し上げます。

説明は事業の説明書において説明させていただきます。

2款1項4目16事業、事業名は、仙北庁舎付帯施設整備事業費でありまして、内容は、同事業の実施設計業務委託であります。

今回新たに556万5千円の補正をお願いするものであります。

「1. 事業の目的及び目標」でありますけれども、先ほど議案第95号でご説明しましたとおり、現在の就業改善センターにつきましては、条例廃止後、速やかに解体に取りかかるものであります。その解体後の跡地に、地域コミュニティー施設としての機能、防災施設としての機能及び仙北庁舎の付帯施設としての機能を併せ持つ施設を建設するものであります。

「2. 事業の概要」であります。今回は、仙北庁舎の付帯施設整備事業の実施設計業務の委託でありまして、業務期間が平成27年11月から平成28年2月までを予定しております。また補正の内訳であります。委託料として553万8,240円、これは実施設計業務委託料であります。手数料としまして2万6,000円、これは建築確認申請・計画通知手数料であります。

施設の概要であります。この施設は平成28年度の新築を予定しておりまして、木造平屋建て、延べ床面積が概ね427㎡、概算工事費は、1億5,346万8,000円を予定しております。

設備につきましては、多目的ホール135㎡、会議室が3室で91㎡など以下に記載のとおりでありまして、合計427㎡となっております。

事業のスケジュールであります。この6月に基本設計業務を委託しておりまして、10月中には成果品ができる予定であります。それを受けて、11月から実施設計を行う予定であります。

平成28年度に予定しております施設建設の財源でありますけれども、「3. これまでの成果と今後の方向性」の欄にありますとおり、補助率50%の県の補助金を活用して、財源の確保にも努めるものであります。

次にお手元にありますA3サイズの図面をご覧頂きたいと思っております。

新築工事に係る基本設計の素案というものでありまして、また変更の余地は若干あるものでありますけれども、1ページをめくって頂きますと、建物全体としましてはこの払田の柵をイメージした、木材を利用したデザインとなっております。外観としてはこういう感じとなっております。

もう1枚めくって頂まして、3枚目であります。現在あります就業改善センターの跡地に仙北支所の隣にありますけれども、この位置に仙北庁舎の附帯施設として、建設するものであります。

もう1枚めくって頂まして、これは平面図となっております。

1番右側にありますのが多目的ホール、緑のところであります。それから下の方に会議室として、3つの部屋を予定しております。あとは災害時等、想定しまして炊事室、それから物品庫などを準備する予定となっております。

1枚めくって頂まして、これが立面図といたしまして、4つの方向から見た予定図となっております。

それから最後のページとしましては、断面図としまして、炊事室、会議室の所からの断面図、それから下の方は会議室を含めたところからの断面図といった内容となっております。

設計図につきましてはの説明は以上であります。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。以上であります。

○委員長（金谷道男） 次に、今雪対策推進室長。

○雪対策推進室長（今 久） 説明に先立ちまして、資料2-1事業説明書、最後のページ33ページをご覧ください。A3版の資料です。こちらの方をご覧ください。

今時定例会に提案しております雪対策関連事業の一覧でございます。

昨年度策定いたしました雪対策総合計画の具現化をはかるために、前年度までの雪対策事業の課題について全庁的な検証を実施し、新規事業の立ち上げや既存事業の整備拡充を行ってまいりました。中でも真ん中ほどにあります「地域提案型自治会等雪対策モデル事業」と「高齢者等雪対策総合支援事業」この2つの新規事業につきましては、雪対策推進室内に担当課所からなるワーキングチームを設置し、部局横断的に事業の調整を進め、制度の構築を行ったものであります。

このため事業の実施にあたりましては、複数の部署が連携して行うこととなりますが、予算措置につきましては、対象となる市民の方々に最も身近となる窓口を主管課としており、それぞれ所管する常任委員会での審査となりますのでご了承願います。

それでは議案第98号、平成27年度大仙市一般会計補正予算第4号のうち、雪対策推進室所管分についてご説明申し上げます。

資料2の補正予算書につきましては13ページ、事業説明書は2ページをお願いいたします。

2款1項10目23事業、雪対策推進事業費につきましては、385万7千円を補正しまして、補正後の金額を423万7千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、本年4月1日に雪に特化した部署として「雪対策推進室」が新たに設置されたことに伴う事務経費と新規事業に係る経費であります。

事務経費につきましては、現在道路河川課においてGPS端末を全除雪車両に搭載し、稼働状況の確認ができる「除雪情報提供システム」を運用しておりますが、雪対策推進室においても、市民からの問い合わせに対しまして的確かつスピーディに対応できるよう大型のモニターなどを配備するものであります。

新規事業につきましては、これまで道路河川課が主催しておりました除雪出動式と除雪ボランティア「大仙雪まる隊」が主催しておりました出動式を統合しまして、加えて雪下ろし業者や消融雪施設管理組合など、雪に関わるすべての方々が一堂に会し、雪に対する市民協働意識の醸成を図るため、除雪等合同出動式を新たに開催するものであります。

また、除雪体制支援情報サービス委託経費につきましては、冬期間における職務体制や除雪車の出動指示の判断を支援するツールとしてサービスの提供を受けるものであります。これにより、朝方になって強く降り始める雪に対する対応や、日中、気温上昇を勘案するなど、メディアの気象情報にはない大仙市の各地域に特化した気象情報を得ることが可能となります。

以上ご説明申しあげましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申しあげます。以上です。

○委員長（金谷道男） 次に、平次長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） それでは補正予算のうち、総合防災課所管にかかる歳出の内容についてご説明申し上げます。

補正予算書は、14ページをお願いいたします

3款5項1目20事業、復興支援事業費において、22万4千円の財源振り替えを行うものであります。これは、ライオンズクラブ国際協会4リージョンから16万8,700円、それから精巧堂印刷所ゆきんこカード事業振興組合からの寄付金4回分5万5,504円を合わせたの金額であります。

次に補正予算書は、18ページ、それから事業説明書につきましては、こちらの詳しく書いた方でありまして、3ページをお願いいたします。

9款1項5目22事業であります空き家・高齢者世帯等除排雪事業費につきましては、513万9千円を補正し、補正後の予算を同額とするものであります。これは、空き家の倒壊・落雪等による通行人等への危害未然防止と、高齢者世帯等の安全な生活の確保を図るもので、具体的には、12月から3月上旬までの期間に臨時職員を雇用し、空き家・高齢者世帯等の調査・状況確認の巡回及び除排雪作業などを実施するものであります。主な経費につきましては、臨時職員雇用経費442万円、軽自動車レンタル経費38万9千円などとなっております。以上であります。以上であります。以上であります。

○委員長（金谷道男） 次に、富樫環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 平成27年度大仙市一般会計補正予算（第4号）の環境交通安全課の所管事業に係る補正内容について、ご説明申し上げます。

資料No.2の補正予算書で、ページは3ページの4、衛生費関係となります。その2の清掃費に関連するものであります。また詳細は15ページとなっております。

4ページには第2表で債務負担行為補正をお願いしております。

詳細は事業説明書で説明させていただきます。

資料No.2-1の7ページをご覧ください。

4款2項1目21事業で一般廃棄物最終処分場廃止事業費であります。

市内7箇所的一般廃棄物最終処分場の廃止に向けて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に規定されている基準を満たし、周辺環境の保全に配慮した閉鎖整備を実施するものであります。

廃止事業については、「一般廃棄物最終処分場廃止事業計画」に基づき、平成28年度より事業を開始する計画でありましたが、宇津台浄水場更新工事に伴う建設工事残土およそ2万7,000立方メートルのうち、覆土に適合する約1万立方メートルを有効活用することにより、覆土工事費の低減を図ることができるため、北檜岡、中仙、大曲の3箇所の最終処分場については、測量調査を行い、閉鎖整備工事に向けた基本計画となる閉鎖整備計画の策定を前倒しで27年度から実施するものであります。

対象となる3箇所の処分場を、表にまとめております。

跡地利用の可能性のある北檜岡、水処理施設等の維持管理経費が大きい中仙、大曲の一般廃棄物最終処分場であります。

事業費は、閉鎖整備計画策定業務を27年度と28年度の2箇年で行うこととし、その委託料を2,150万3千円と積算しております。このうち、27年度補正額は146万9千円となり、28年度分の2,003万4千円を債務負担行為の限度額として設定したいものであります。

閉鎖整備計画の内容は、最終覆土造成、雨水排水、埋立ガス処理、維持管理、跡地利用についての計画策定であります。これにより、詳細に必要な工事や経費についても判明するものであります。

なお、3箇所の処分場については優先的に事業着手いたしますが、残りの4箇所の処分場についても覆土材の調達等を勘案しながら廃止を進めることにしております。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。以上です。

○委員長（金谷道男） 次に、田口市民課長。

○市民課長（田口禎幸） それでは議案第98号、平成27年度大仙市一般会計補正予算のうち、市民課関係についてご説明申し上げます。

補正予算書の13ページをお開き願います。事業説明書は6ページでございます。

2 款、総務費、3 項、戸籍住民基本台帳費、1 目、戸籍住民基本台帳費、5 1 事業、個人番号カード交付事業費負担金につきましては、3, 0 2 8 万 8 千円を追加するものであります。

「行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行により、平成 2 7 年 1 0 月 5 日から制度が始動し、通知カードが発送され、平成 2 8 年 1 月 1 日からは個人番号カードの交付が開始されることにより発生する、業務の経費を地方公共団体情報システム機構へ一括して委任するための経費であり、委任の内容としましては、通知カード等の作成・発送業務、個人番号カードの申込処理業務、個人番号カード及び交付通知書の作成・発送業務、個人番号カード機能に係る市民からの問合せ対応業務、個人番号カード交付事業全般に関する状況の管理業務であります。

補正額の財源内訳にありますように、交付金に対しては国庫補助金 1 0 割りであります。以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） すみません。まず、空き家・高齢者世帯等除排雪事業費に関連してお尋ねいたします。

これは 9, 7 0 0 件を想定した空き家の巡回、高齢者世帯の巡回と必要に応じて雪下ろしなど、やるところのようですけれども、これは無料なんですけれども、一方で、包括支援センターの管轄する支援事業が新しく始まりまして、ここの兼ね合いと言いますか、一方は料金を設定されている訳ですが、この分野では、料金を取るというふうなことは無い訳ですけれども、いわゆるこの包括支援センターが実施する事業との併設を考えられるようなケースもあるのではというふうにも思いますが、そういったことはどのようになっているのでしょうか。

○委員長（金谷道男） 平課長。はい、今室長。

事業のコントロールする部局なので、そちらから答弁します。

○雪対策推進室長（今 久） 雪対策推進室と全ての雪対策事業について検討しましたので、その立場から答弁させていただきます。

空き家・高齢者世帯等の除排雪事業のうち、空き家の事業につきましては、昨年までと特に変わっておりません。

高齢者の事業につきましては、今年度、高齢者の総合支援事業、これが創設したことに伴いまして、ご指摘のとおり事業内容の調整が必要ということで、ワーキングチームを設置しまして検討したところです。

この高齢者の除排雪事業、昨年度まで実施しておりました間口サービス事業の対象者を主に対象者として、主な内容としましては、見守りであるとか、声かけ等を主な業務としておりました。ただし緊急性があった場合については、除排雪も一部行うということで、行っていた事業です。

この事業は平成23年度から実施しておりまして、事業のノウハウであるとか、台帳等も整備されておりますので、ある程度この事業としては、円熟味を増してきている事業というふうに判断しております。

今年度、新しい雪対策の総合支援事業、こちらの方を創設いたしました。対象者が主に高齢者であるということで、かなり練った制度でありますけれども、なかなか定着までは時間がかかるというふうに考えております。

この間、降雪前とかでは自分で除雪を頑張ろうとしていた方も急に体調を崩されて、除雪が出来なくなったというようなことも想定されますので、そういった場合については総合支援事業の支援を受けるまで、多少のタイムラグと言いますか、時間差があると思います、そういった時にはこちらの方の、高齢者の除排雪事業、これを使って、一時的に支援を行うというようなことを考えております。

いずれ、この事業、こちらの高齢者、空き家・高齢者の方は最後のセーフティネットというふうに考えておりますので、その他の部分については、全て高齢者の総合支援事業の方で行って、最後の最後に緊急的なところだけをこの事業で行う形で整理させていただきました。

○委員長（金谷道男） 佐藤委員よろしいですか。

○委員（佐藤文子） はい。

○委員長（金谷道男） 室長、この総合政策の中で、実際にやってくれる人が市の指定業者という条項あったよね。

それで、それは十分に対応できるような体制をとってもらわねば、結構、除雪の時って業者さん、もの凄く混むんだ、一般の人も全部行く可能性があるからな。この事業を優先して貰える協定とか何か、そこら辺は作るつもりなのか。

○雪対策推進室長（今 久） 8月の16日頃に広報で、雪下ろし業者の募集を行ってお

ります。この中で実際にこの総合支援事業で申し込んだ市民の方で雪下ろしも行いたいという方にはマッチングという形で業者さんと下ろしていただきたい市民を結びつける仕組みもこの事業の中で整えております。ただ今、9月15日までの締切ですけれども、まだ想定している数にはまだ達しておりません。やっぱり業者さんの方も夏場の申し込みであり雪に対してピンと来ていない部分もあると思いますので、まあ冬になるまでには業者数を一定確保しまして、マッチングを必要とする市民の方々には全て割り当てできるような形で行いたいというふうに考えております。

○委員長（金谷道男）

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 議案第98号、一般会計補正予算（第4号）について、反対の立場から討論いたします。

理由は90号で反対いたしましたマイナンバー制度導入に伴う個人番号カード交付に係る予算が計上されていることから認められないです。以上です。

○委員長（金谷道男） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無ければ討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は球種により行います。

本件は原案のとおり可決することに、賛成の方は挙手願います。

（5人が挙手する）

○委員長（金谷道男） 挙手多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情の審査に入りますので、ここで暫時、休憩いたします。

休憩（午前11時46分～午前11時48分）

【陳情第32号】

○委員長（金谷道男） 次に、陳情第32号、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出についての陳情」を議題といたします。

ここで暫時、休憩いたします。

休憩（午前11時49分～午前11時55分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本件に関して、委員の皆さんのご意見等をお願いいたします。

○委員（佐藤文子） 陳情者の趣旨は、申告の色によって控除額が落差があるというふうなことの是正のために、この56条の廃止をして欲しいというふうなことだと思います。

その根底にあるのは、家族もいわゆる同じように一生懸命働いている人たちが給料のような対価として認めてくれていないという、そういうことを是正して欲しいという思いからなのであって、この所得税法56条廃止をして欲しいという、その願意は私は適切ではないかと、妥当だというふうに思います。是非、採択をして欲しいというふうに思います。

○委員長（金谷道男） ほかの委員でご意見はございませんか。

はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 私は、この陳情は不採択にすべきだと思います。その内容につきましては、この陳情内容によっては、別の方法で十二分に平等な申告が出来ていると思いますので、あえてこれを廃止する必要は無いということ一つと、それから外国は外国であって、日本は日本国の税法で皆さんの国民の税が賦課されておりますので、あえて諸外国の例を取らなくても良いのではないのかなという理由で不採択にすべきだと私は思っております。以上。

○委員長（金谷道男） ほかの委員の皆さんのご意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 意見が出たようですので、これより採決いたします。

この採決は挙手により行います。

本件を採択することに賛成の方は挙手願います

（1人が挙手）

○委員長（金谷道男） 挙手少数であります。

よって本件は不採択すべきものと決しました。

【陳情第33号】

○委員長（金谷道男） 次に、陳情第33号、「マイナンバー制度の平成28年1月実施の延期と改正案の凍結を求める意見書の提出についての陳情」を議題といたします。

本件に関して委員の皆さんからご意見をお願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 先ほどより議論をしておりますが、マイナンバー制度は、まだまだ国民全体への理解が進んでいないというふうなこと、それから年金機構の流出事件等を受けて、相当、国民の情報漏洩に対する不安が高まっております。そういうふうなことで、非常に拙速に実施をすべきでは無いという、この願意は当然妥当だというふうに思います。

法律は成立しておる訳なので、改定法案について、廃案にして欲しいという要件も出されておりますけれども、私はそのいずれも、妥当なものだとして、この大仙市議会としては是非、採択をして頂きたいというふうに考えています。

○委員長（金谷道男） ほかにご意見ございませんか。

秩父委員。

○委員（秩父博樹） さっきのまた繰り返になってしまう部分もあるんですけど、そもそもこのマイナンバー制度の導入、何の為かという部分から考えると、やっぱり障がい者ですとか、子どもですとか、これから今増えて来ている高齢者、この人達のためであるということと、また今、いろんなことを申請しないと、その給付金とかも届かないと、今、まあこうやって市の職員の人達から対応して頂いて、いろんな給付金、本人から出向いて貰って、申請があった方に対して、支払っているという状況ですけど、各支所でも対応して貰ってますけれども、こういう手続しなくても、それぞれの手元に届くと、こうして行った方が、今、これから高齢者が増えていの中で、やさしい体制が作られていくというふうに考えます。

当局側としても、今、煩雑な事務手続き、大分簡素化されていくと思いますので、その辺の事務負担の軽減にも繋がって行くと思いますし、また、問題になっている脱税、これも出来にくくなるという観点から、この税収のアップに繋がって行くと、こういう

部分も大事な取り組みになってくると思いますので、私自身は、この陳情については、採択すべきでは無いというふうに考えます。以上です。

○委員長（金谷道男） ほかにご意見ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 本件については2つのご意見が出ておりますので、これより採決いたします。

この採決は挙手により行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手を願います

（1人が挙手）

○委員長（金谷道男） 挙手少数であります。

よって本件は不採択すべきものと決しました。

【陳情第34号】

○委員長（金谷道男） 次に、陳情第34号、「外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情」を議題といたします。

ここで暫時、休憩いたします。

休憩（午後0時03分～午後0時11分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本件に関して、委員の皆様からご意見等をお願いいたします。

はい、橋村委員。

○委員（橋村 誠） 内容については重々わかりますけれども、意見書を出すまでには行かないと思いますので、趣旨採択で良いんじゃないかなと思います。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようです。

本件については趣旨採択の意見がありますので、趣旨採択についてお諮りいたします。

本件は趣旨採択とすることに賛成の方、挙手願います。

（全員が挙手）

○委員長（金谷道男） 挙手多数であります。

よって本件は趣旨採択すべきものと決しました。

【閉会中の継続審査・調査の申し出】

○委員長（金谷道男） 次に、「閉会中の継続審査・調査の申し出にかかる事件について」、
を議題といたします。

お諮りいたします。所管事務にかかる閉会中の継続審査・調査に関する件について、
お手元に配付した事件のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査・調査の申し出をした
いと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

【審査結果の報告】

○委員長（金谷道男） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長
にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、そのように決しました。

【発言の訂正】

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） はい、部長。

○市民部長（高階 仁） 訂正したい事項がありまして、議案第91号で手数料条例の改
正の佐藤議員の質問に対して、住基カードの発行枚数ですけれども、1,600枚とい
う説明をしたのですけれども、実数が1,517枚ということです。

○委員長（金谷道男） 枚数はそうだそうです。

もう1回、正確な数字。

○市民部長（高階 仁） 1,517枚です。

【閉 会】

○委員長（金谷道男） これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。
長時間にわたり、大変ご苦勞さまでした。

午後 0 時 1 3 分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務民生常任委員会委員長 金 谷 道 男